

事例番号:370120

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 39 週 5 日 胎児心拍数陣痛図で異常所見なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

9:00 陣痛発来、胎動減少のため受診

9:10- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈消失を認める

10:40 陣痛発来、胎動減少のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

11:05 妊娠 39 週 5 日の胎児心拍数陣痛図の所見からすると明らかに
基線細変動が減少し、胎動減少の訴えがあるため、キシトシ注射
液投与によるコントラクションストレステスト開始

11:57- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

12:05 経膈分娩

胎児付属物所見 臍帯巻絡頸部 1 回

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.17、BE -4mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生：実施なし

(6) 診断等：

生後 1 日 新生児呼吸障害

(7) 頭部画像所見：

生後 8 ヶ月 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 5 日以降、受診となる妊娠 40 週 0 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 0 日、妊産婦からの電話連絡への対応(胎動がわからないという訴えに対し来院としたこと)および受診後の対応(超音波断層法、分娩監視装置装着、内診)は、いずれも一般的である。

(2) 妊娠 40 週 0 日(受診時)の胎児心拍数陣痛図で、基線細変動中等度、一過性頻脈ありと判読したことは一般的ではないが、基線細変動が妊娠 39 週 5 日の胎児心拍数陣痛図の所見からすると明らかに減少し、胎動減少の訴えがあるためオキシトシン注射薬による CST(コントラクションストレステスト)を行ったことは選択肢のひとつである。

- (3) 陣痛促進について文書を用いて説明し同意を得たことは一般的である。
- (4) オキシシシ注射液の投与方法(開始時投与量、増量法)は一般的である。
- (5) 11時44分頃から胎児心拍数波形レベル3(異常波形・軽度)と判断される状況で、オキシシシ注射液の投与を継続とした検討内容が診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (6) 11時57分の看護スタッフの判読と対応(遷延一過性徐脈と判読、医師報告、酸素投与)は一般的である。
- (7) 分娩経過中の分娩監視方法は一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の処置(気道確保、吸引、経皮的動脈血酸素飽和度測定、保育器収容、酸素投与)は一般的である。
- (2) 新生児呼吸障害のため、生後1日にB医療機関NICUに搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の判読と対応について「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則して習熟することが勧められる。
- (2) 子宮収縮薬(オキシシシ注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が望まれる。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経系障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。